

第2回 技術者倫理研究会

# 企業倫理と技術者倫理

－建築界の倫理的再生のために－

社団法人日本建築学会 倫理委員会

2006年1月30日

第2回 技術者倫理研究会  
企業倫理と技術者倫理

—建築界の倫理的再生のために—

主 催：日本建築学会 倫理委員会

日 時：2006年1月30日（月）14:00～16:40

会 場：建築会館ホール（東京都港区芝5-26-20 TEL03-3456-2051）

<プログラム（敬称略）>

1. 主旨説明（14:00～14:10）

島田良一（倫理委員会委員長、東京都立大学名誉教授）

2. 講演「企業倫理と技術者倫理—建築界の倫理的再生のために」（14:10～15:40）

梅津光弘（慶應義塾大学商学部助教授）

<講師略歴>

1957年東京都生まれ／慶應義塾大学文学部卒業／シカゴロヨラ大学大学院博士課程（企業倫理学）修了／Ph.D.／応用倫理学、企業倫理学、経営社会政策論

<著 書>

『企業倫理と経営社会政策過程』E. M. エプスタイン著（共訳）、文真堂、1996年

『ハーバードのケースで学ぶ企業倫理』L. S. ペイン著（共訳）、慶應義塾大学出版会、1999年

"Paternalism in Japanese Business Ethics", UMI co. 1999年

"International Business Ethics", (共著) Univ. of Notre Dame Press, 1999年

『企業倫理の経営学』(共著)、ミネルヴァ書房、2000年

『企業倫理学2』T. ピーチャム、N. ボウイ編（監訳）、晃洋書房、2001年

『企業倫理』D. スチュアート著（共訳）、白桃書房、2001年

『ビジネスの倫理学』、丸善、2002年

『経営倫理』(共著)、同文館出版、2003年

『企業倫理と企業統治—国際比較』(共著)、文真堂、2003年

『情報倫理』(共著)、有斐閣、2004年

『ビジネスの倫理学』梅津光弘（共著）、丸善、2002年

『ハーバードのケースで学ぶ企業倫理』L. S. ペイン著（共訳）、慶應義塾大学出版会、1999年

『バリューシフト—企業倫理の新時代』L. S. ペイン著、毎日新聞社、2004年

—休憩— 15:40～15:50

3. 討論（15:50～16:40）

司会：山本康弘（倫理委員会幹事、元東京工芸大学教授）

伊藤邦明（倫理委員会幹事、東北大学名誉教授）

## 目 次

1. 主旨説明	島田 良一 1
2. 耐震強度偽装事件に対する日本建築学会の対応	3
3. 資 料	9

## 主旨説明

島田 良一（倫理委員会委員長、東京都立大学名誉教授）

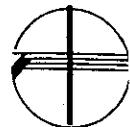
倫理委員会が主催する技術者倫理研究会の第2回目として、慶應義塾大学の梅津先生をお招きし、CSRを中心に現代社会における企業倫理のあり方について御講演いただくことになった。本日の研究会は、以前、梅津先生が工学系学協会の技術倫理協議会で御講演になったとき、その内容の豊富さに感銘を受けた山本先生（倫理委員会幹事、本日の司会役）の「ぜひ、建築学会でも同じお話をしていただきたい」との熱意が通じ、ようやく実現のはこびとなったものである。

梅津先生については御存知の方も多いと思うが、経歴や著書等は別記のとおりである。多くの著書があり、海外文献の翻訳も多い。CSRが日本で関心がもたらされたのは2001年ごろからであり、先生はそれ以前からこの専門分野を研究されていたことが分かる。いわば、日本のCSR導入の牽引役として、近年は企業にも引っ張りだこである。本日の御講演はまさに時宜を得たものであり、ぜひ各組織でもさらに研究されることを期待したい。

CSRというのは、意外に分かりにくい概念であり、さまざまな概念と定義があるらしい。ヨーロッパやアメリカにはそれぞれ特有の条件があるといわれ、最近では、日本の武士道や石田梅岩の商人道など、日本固有の伝統に結び付けて考えようとする人もいる。人間の生き方とか、企業活動の意味にまでさかのぼるものの見方であり、まさに倫理の問題である。キリスト教を基本においた欧米のCSRの考え方を理解することにより、グローバル化時代の企業倫理について考えていただきたい。

残念なのは、参加希望者の中に、大学教員の数が期待するほどにも達していないことがある。宣伝が下手だったのか、あるいは別の原因があるのか、反省しなければならない。

現在、建築界では、いわゆる耐震強度偽装問題で落ち着かない状態にある。これは技術倫理やCSRを大きく越えた問題ではあるが、ご存知のとおり建築学会には「健全な設計・生産システム構築のための特別調査委員会」が発足しており、3月20日に中間報告会、9月の大会時に最終提言を行うこととなっている。こちらにも多数の御参加をいただけると幸いである。



2005年12月2日

## 会長声明「耐震強度偽装問題に関して」

社団法人 日本建築学会  
会長 村上 周三

今回発生した建築士による構造計算書偽造に関わる一連の不祥事は、安全な建物を提供すべき建築関係者の責務に違反する重大な犯罪行為といえる。日本建築学会は、この問題を建築分野全体の社会的信用を失墜させかねない深刻な事件と受け止め、学術団体として再発防止のための活動を緊急に進めることが必要であると考える。

この事件の背景には、倫理的課題だけでなく、建築産業の変容などの経済的側面、建築確認制度、建築士制度、発注・受注における元請け・下請などの法制度や建築生産全般に関わる数多くの問題が存在することを見逃してはならない。

従って我々会員は、この事件を偶発的なものとして受け止めるのではなく、建築生産全般に関わる構造的問題として位置づけ、その対応策を検討し、学術団体としての社会的責任を果たすべきである。

日本建築学会ではかねてから、上記に関連する諸問題について専門的立場から広く調査研究を重ねてきた。今回の事件発生を契機として、関連専門委員会を糾合し、社会から信頼される建築界の構築を目指して会長直属の特別調査委員会を設置し、分野横断的視点から緊急の研究活動を展開する。

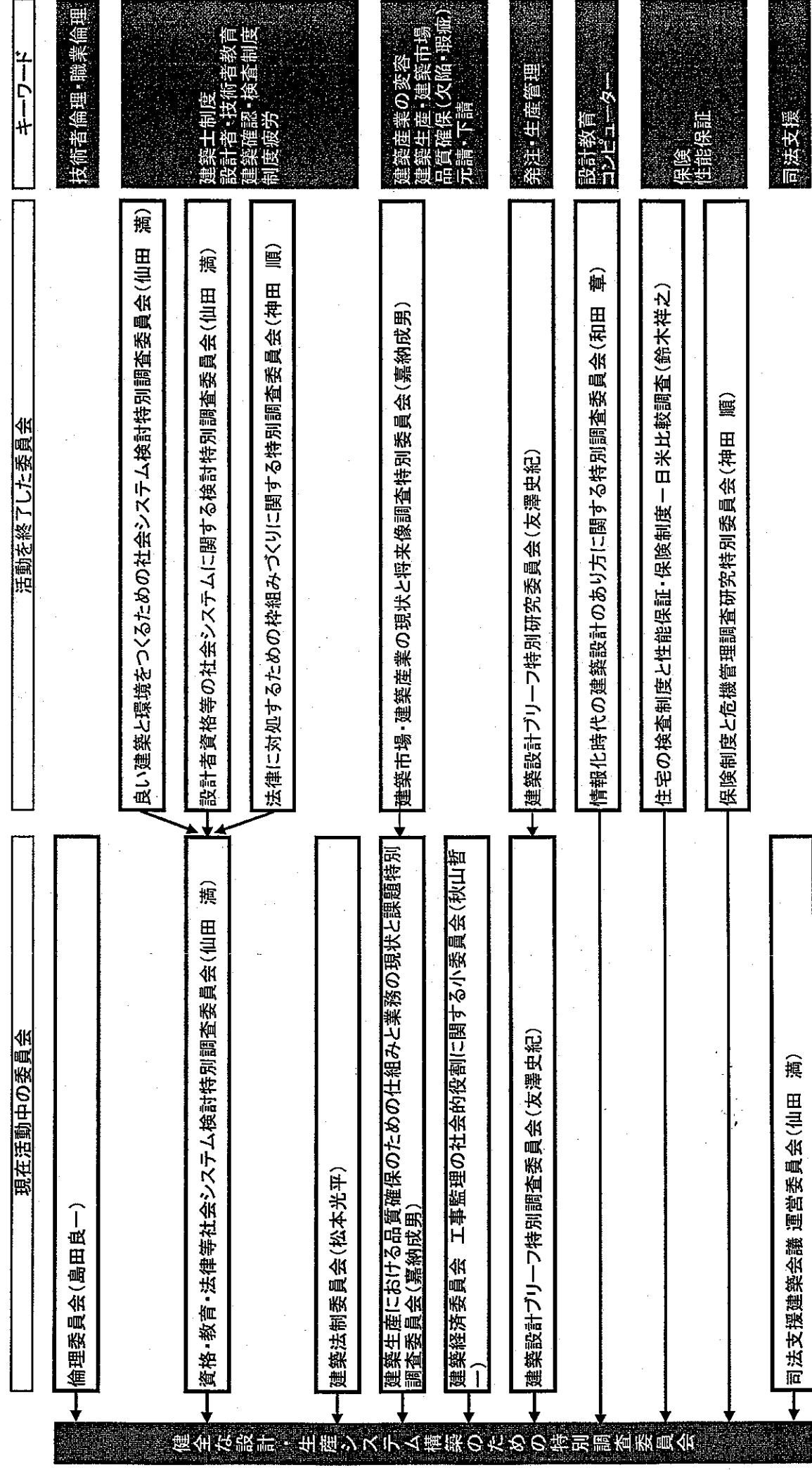
なお、本事件の背景を構成する問題点を明らかにするため、既往の各専門委員会の研究成果に基づき、別紙に示す要領で緊急集会を開催する。

# 健全な設計・生産システム構築のための特別調査委員会

2005年12月15日

委員会の名称	(仮称) 健全な設計・生産システム構築のための特別調査委員会
研究の目的	このたびの耐震強度偽装事件の背景には、倫理的な課題だけでなく、建築産業の変容などの経済的側面、建築確認制度、建築士制度、発注・受注における元請・下請などの法制度や建築生産全般に関わる数多くの問題が存在する。本会では、かねてからこれらに関連する諸問題についてさまざまな観点から広く調査研究を重ねてきた。今回の事件を契機として、これまでの研究成果を総覧したうえでさらに調査研究を推し進め、学術団体という中立的な立場から不祥事の再発防止に向けて関係機関はもとより広く国民の理解と合意形成のための提言をとりまとめる。
研究の項目	(1) 技術者倫理・職業倫理 (2) 建築士制度、設計者・技術者教育、建築確認・検査制度、制度疲労 (3) 建築産業の変容、建築生産・建築市場、品質確保（欠陥・瑕疵）、元請・下請 (4) 発注・生産管理 (5) 設計教育、コンピューター (6) 保険・性能保証 (7) 司法支援
成果目標	1年内に主として以下の項目について提言をとりまとめる。 1. 情報化時代における建築設計のチェックシステム、レビューシステムの検討 今回の事件は認定プログラムの改ざんという、IT化による犯罪でもある。建築設計がますますIT化していく中で、ブラックボックス化も同時に進行する。このような犯罪あるいはミスを防止する社会システムを建築生産工程の中で確立する必要がある。そのようなチェックシステム、レビューシステムの提案を提示する。 2. 建築設計者資格を含む建築設計の望ましい制度の検討 現行建築士法の問題点を再確認し、今後このような事件を引き起こす設計者が現れないよう、設計者資格の認定、更新、資格者団体への強制加入、継続教育等のシステムの提案を行う。 3. 日本の住宅建設産業の方向についての検討 日本の住宅建設産業が、発注者の資産はもちろん、社会資産となるような建築生産を実現するための方向について総合的に検討する。高品質な建築をつくるための経済流通システム等についての検討を行う。 4. 建築教育における倫理教育についての検討 現在、工学系の大学教育において倫理教育の必要性が叫ばれ、学会も主導的に進めていくが、すべての高等教育において倫理教育を展開するための戦略についての検討を行う。 5. 建築建築関係保険制度の確立への検討 今回のような犯罪的な行為はもちろん、設計瑕疵、施工瑕疵を含め、発注者、最終消費者に対して損害が発生した場合の保険制度の整備についての検討と提案を行う。
研究の期間	2005年12月～2006年12月
委員構成	この問題に関連する本会の成果の蓄積を十分に活用することができるよう、過去・現在を問わず、関連委員会の委員長・幹事を中心に人選を行う。

# 健全な設計・生産システム構築のための特別調査委員会の位置づけ



## 耐震強度偽装事件の背景と問題点に関する緊急集会

1. 主 催：健全な設計・生産システム構築のための特別調査委員会
2. 日 時：2005年12月26日（月）13:30～17:00
3. 会 場：建築会館ホール（東京都港区芝5-26-20）
4. 定 員：360名（当日先着順）
5. 参加費：資料代実費

### 6. プログラム

司 会：小野 徹郎（副会長・名古屋工業大学教授）  
安田 幸一（東京工業大学助教授）

#### （1）主旨説明（13:30～13:45）

村上 周三（会長・慶應義塾大学教授）

#### （2）耐震強度偽装問題に関連する諸課題

- 1) 技術者倫理・職業倫理と組織としての企業倫理（13:45～14:00）  
島田 良一（倫理委員会委員長・東京都立大学名誉教授）
- 2) 情報化時代の構造設計の在り方（14:00～14:15）  
和田 章（構造委員会委員長・東京工業大学教授）
- 3) 建築業・建築設計に關わる法的規制の在り方（14:15～14:30）  
神田 順（東京大学教授）
- 4) 予防と救済の制度構成課題（14:30～14:45）  
松本 光平（建築法制委員会委員長・明海大学教授）
- 5) 資格等社会システムからの検討（14:45～15:00）  
仙田 満（東京工業大学名誉教授）
- 6) 建築産業の疲弊と仕組みの老朽化（15:00～15:15）  
嘉納 成男（副会長・早稲田大学教授）
- 7) 建築生産におけるリスクマネジメントとブリーフ／ブリーフィング（発注者の事業意図・要求・条件の文書化）の普及（15:15～15:30）  
友澤 史紀（日本大学教授）
- 8) 建築チームの品質ガバナンスと監理者の役割（15:30～15:45）  
江口 祐（武蔵工業大学名誉教授）

#### — 休憩 —

#### （3）質疑・討論（16:00～16:50）

#### （4）まとめ（16:50～17:00）

斎藤 公男（副会長・日本大学教授）

## 健全な設計・生産システムの構築に向けて

村上 周三（日本建築学会会長）

今回の耐震強度の偽装に関わる一連の事件は、安全な建物を提供するという建築関係者の最大の責務に違反する許し難い犯罪行為である。今回の事件発生により、多くの国民が生命、財産の保全という基本的な権利に関して、深刻な不安にさらされている。建築コミュニティの重要な一員である日本建築学会としては、今回の事件の発生原因を精査し、活動の至らなかつた面について反省し、再発防止策を検討することが必要であると考える。

このような認識に基づいて、日本建築学会では、会長直下に設計・生産システムの健全化を図るために特別委員会を2005年12月に発足させ、このような事件の再発防止に向けた提言を行う活動を進めている。

今回の事件発生後の展開を観察すれば、これが一建築士による偶発的な犯罪行為ではなく、建築設計・生産全体に関わる構造的なものであることがわかる。建築関係者の様々な談話から推定すると、多くの建築関係者が、事件発生直後から直感的にこのような印象を持っていたのではないかと判断される。すなわち現行の設計・生産システムの中には大きな歪みが存在し、姉歯事件は氷山の一角ではないかという懸念である。この点に現在の建築界が抱える大きな問題があると考えられ、建築関係者は強く反省すると同時に今後の対応において根本的な改善策を提案しなければならないと考える。

今回の事件発生の全般的背景として、(1) 技術者倫理の低下、(2) 経済・産業・技術システムの構造的変化、(3) 建築基準法の制度疲労などが指摘され、具体的には以下のような問題点が挙げられる。

- ① 建築士をはじめとする建築関係者の、個人や組織・団体における職能倫理の低下
- ② 建築市場の縮小に伴う施工業界、設計業界における過当競争、強いコストダウン圧力とその結果としての工事レベルの低下
- ③ 違反建築の跋扈と建築基準法に対する遵法意識の脆弱化
- ④ 官民双方における、建築確認、中間検査、完成検査などのシステムの機能不全
- ⑤ 建築技術の急速な進歩と共にキャッチアップすることが困難な建築士や建築確認担当者の専門的能力
- ⑥ 構造、設備分野における業務実態としての一級建築士の専門分化とこの面での法整備の立ち遅れ
- ⑦ 建築設計・生産業務における元請け、下請け問題とこの面での契約行為を含む制度の不備
- ⑧ 事故が起きた場合の補償・保険などの被害者救済制度の不備
- など

上記の問題に関連して、日本建築学会は過去において多くの調査・研究を実施し、豊富な蓄積を有し、社会発信も行って来た。今回の事件に関連して論じられている問題点の多くは今回はじめて顕在化したものではなく、既に過去においてたびたび指摘され、多くの建築関係者が共有してきた課題である。従って、最大の問題は、たびたび指摘されて來たにも拘わらず、何故その改善が実現に至らなかつたかという点に行き着く。この点については、その対応の遅れを、産・官・学の建築関係者全員が強く反省しなければならない。

今回の一連の不祥事に対して、建築界全体に対する世論の批判は極めて強く、抜本的な対応策を示すことが出来なければ社会の信頼を回復することはできない。建築関係者は、改革に対する世論の強い要請があるこの機会を逃すことなく、永年に亘って放置されてきた多くの宿題を一掃するために最大限の努力を傾注すべきである。

今回発足した日本建築学会の特別委員会は、上記の点を十分に踏まえ、実効のあがる提言を学術団体としての立場から行いたいと考える。2006年2月に中間報告、同9月に最終報告を行う予定で作業を開始した。

以上

# 資 料

## 第4章 システムの倫理

### 第1節 個人の倫理とシステムの倫理

#### 1) 個人の倫理が基本

倫理というものは、究極的には個人の心の問題であり、個人が所属する組織の問題ではない。しかし現代社会では、個人はつねに組織に所属して活動しており、建築の専門家もその例外ではない。建築の専門家は、その仕事については、企業、職能団体、公的機関などの組織の一員として活動する。だから、建築専門家の倫理問題は、その所属する組織のシステムとしての倫理に深くかかわることになる。時には、個人としての倫理とその所属するシステムの倫理との間で、深刻な葛藤が生じる場合もある。

しかし、システムの倫理は組織によって多様であるからこれを一律に論じることは難しい。建築専門家とそのシステム倫理の問題を建築学科の卒業生の職域と職務の倫理問題であるとする理解しやすいが必ずしもそんなに限定的に考える必要はない。

ここでシステムというのは、企業や職能団体などの組織だけでなく、建築学とか建築技術などを考えてもよいし建築界全体を考えることもできる。さらに拡大して、政治とか、建築行政、建築教育、などの抽象的なシステムを考えることもできる。最近では地球環境問題についても、工学や経済学の責任が問われることがある。学問そのものが、倫理的責任を問われかねないのである。欠陥住宅や、欠陥建築に対して、その責任を手抜き工事の業者だけに押し付けておくことは、もはや、許されないであろう。そのような手抜きを許したシステムに問題があるということ也可能だからである。

#### 2) システム倫理の二つの側面

抽象的に考えれば、システムの倫理には二つの側面がある。具体的には、そのシステムが従うべき倫理規範は何かということ、さらにそのシステムが倫理面で墮落したり、退廃したりしていないかという問題、ありていにいえば、その倫理規範が守られているかどうかという問題である。この二つの倫理問題のうちそのいずれもが、それぞれ企業、公的機関、職能団体あるいは教育、行政の問題として考えることができる。

##### ①システムの倫理規範

職能団体や行政機構などは通常、倫理綱領とか行動規範という形で、そのメンバーが従うべき倫理の規準を定めており、これはそれぞれのシステムが、自分自身でよく考えて作成したものだから、時に組織としての手前勝手な論理が入り込むことがあるが、全体としてこれが守られればよいと期待されるような立派な内容になっているのが普通である。

また、こういった問題は通常、法律によって規制されていることが多いから、いわゆるコンプライアンス（法律遵守）を心がけることで、同様の規範が守られると期待できる。

##### ②システム機能の退廃と無自覚

システムがいかに立派な倫理規範を持っていても、そのシステム自体が墮落、退廃しシステムのメンバーやその一部のグループが内部的に団結してシステムとして意図的に倫理問題を無視することになっては、最後は法律違反というところまで追い詰められることになる。倫理問題が問

われることの少ない教育機関などにおいては、誰もが信頼しているがために、かえって、意図的な無視でないとしても実質的にそれに近いことが比較的無自覚に行なわれやすい。システムとしての倫理の遵守は、いかなるシステムの場合にもまさに達成困難な課題なのである。

また、教育にかぎらず学問や技術自体が通常はシステムとして倫理的な視点から検討されていないし、そのような問題の存在にさえ無自覚な状態に陥ってしまうことがある。

## 第2節 個人の倫理とシステムのポリシーとの対立

チャレンジャー号事件のボイジョリーのような、個人の倫理とシステムのポリシーの対立により両者の板ばさみになることは、日本の建築専門家にも十分に起こりうるであろう。これから複雑化しうる社会にあって企業競争が激化するとそうした板ばさみが起こる可能性はますます高くなるであろう。日本で初めての工学系団体の倫理綱領〔第3節参照〕をまとめた青山士は、軍国主義化する日本の中で、無教会主義キリスト教徒としての倫理を貫こうとした人物として注目に値する。その生涯の概略と業績について紹介することにしよう。

### 土木技師・青山士と日本ではじめての倫理綱領

日本ではじめての倫理要綱「土木技術者の信条及び実践要項」作成の委員会の委員長であった土木技師・青山士は、明治11年9月に、静岡県（現在の磐田市中泉）に生まれ、昭和28年3月、磐田市で84歳の生涯を閉じた。学生時代から、内村鑑三の教えを受け、無教会主義の信仰の道に入る。社会的には内務省技官といふエリートでありながら、内面的には無教会主義のキリスト教徒の信仰生活を維持することは、並大抵のことではなかったであろう。日本が急速に国粹主義化していく中で、非戦論の信念を貫き、公共事業を「人類のため、國のため」と位置付けたその生涯は、倫理教育の鑑というべき立派なものである。その生涯は、清廉にして誠実であったと伝えられているが、その内面の倫理が、キリスト教によって支えられていたことは間違いないであろう。

技師・青山が推進し、昭和13年に土木学会が制定した倫理綱領（信条と実践要項）は、日本ではじめての工学系団体の倫理綱領であり、その内容は高潔であり、想切である。おそらく青山自身の技術者としての信念と生き方を反映し、簡潔な文草として、つつられたものであろう。

青山は、その倫理綱領をそのままに生きた人で、届け物は一切受け取らず、誠実な技術者としての生涯を送ったという。

青年時代には、人種差別や資金面、衛生・健康面で苦労しながら、パナマ運河工事に参加し、7年間の従事のあと、国際情勢から帰国を強いられるまで、不健康的熱帯の工事現場で働き続け、その熱意は、アメリカ人からも、高い評価をえるほどであったという。すでに国際的感覚を身につけていたことであろう。

青山はさまざまな美しい言葉を残しているが、その代表的な「人類のため、國のため」は、青山の代表的な工事、大河津分水自在堰補修工事竣工記念碑の裏面に、英文・フランス語と日本語で、彫られている（日本語はカタカナ文で）。当時、国粹主義の色濃い軍国主義日本の中核である内務省の技監（技術系の最高位）として、「國のため」の前に「人類のため」をおいたことは、彼の国際感覚がぎりぎりの主張であったろう。

「人の作りたるものは維持修理を必要と致します。砂防堰堤もその一つと存じます。夢々ご注意はあり度。老生夢にも老婆心より見ることがあります。」

「君らは内務省に入って難しい設計でもするよう思うが、ここでは足し算と引き算ができる程度のもので、高等数学を使うようなことは余りない。まず現場で人の使い方とか、学校で修めなかつた土木の勉強をしっかりやりなさい。」（新任の挨拶に訪れた技師への助言）

「この工事の完成にあたり、多大なる犠牲と労とを払いたるわれらの仲間を記憶せん為に」（荒川放水路完成記念の碑文、責任者である青山の名前は刻まれていない。）

「人間は凡て同じ性格でも能力でもない。自分のできることは誰でもできると思ってはいけない。自分を標準にして他人を評価してはいけない。相手のことをその立場になって考えるべきである。」

（高崎哲郎：訃伝技師・青山士の生涯より作成、講談社）

### 第3節 土木技術者の「信条と実践要綱」

#### 土木技術者の信条および実践要綱

##### ＜土木技術者の信条＞

- 一、土木技術者は国運の進展ならびに人類の福祉増進に貢献しなければならない。
- 二、土木技術者は技術の進歩向上に努め、あまねくその真価を發揮しなければならない。
- 三、土木技術者は常に真摯な態度を持ち徳義と名誉を重んじなければならない。

##### ＜土木技術者の実践要綱＞

- 一、土木技術者は自己の専門的知識および経験をもって国家的ならびに公共的諸問題に対して積極的に社会に奉仕しなければならない。
- 二、土木技術者は学理、工法の研究に励み、進んでその結果を公表して技術界に貢献しなければならない。
- 三、土木技術者は國家の発展、國家の福利に背戻するような事業を企図してはならない。
- 四、土木技術者はその関係する事業の性質上、特に公正で清廉をどうとび、かりそめにも社会疑惑を招くような行為をしてはならない。
- 五、土木技術者は工事の設計および経費節約あるいはその他の事情にとらわれて、従業者ならびに公衆に危険を及ぼすようなことをしてはならない。
- 六、土木技術者は個人的利害のために、その信念を曲げたりあるいは技術者全般の名誉を失墜するような行為をしてはならない。
- 七、土木技術者は自己の権威と正当な価値を毀損しないように注意しなければならない。
- 八、土木技術者は自己の人格と知識経験とによって、確信ある技術の指導に努めなければならぬ。
- 九、土木技術者はその関係する事業に万一違法であるものを認めたときはその匡正に努めなければならない。
- 十、土木技術者はその内容が疑わしい事業に関係しましたは自己の名義を使用させるようなことがあってはならない。
- 十一、土木技術者は施工に忠実で事業者に背かないようにしなければならない。

備考……本信条および実践要綱をもって土木技術者の相互規約とする。

(高崎哲郎：評伝 技師・青山士の生涯より抜粋、講談社)

## 第4節 システム倫理の分水嶺

個人の倫理に分水嶺のようなものがあるように、組織やそのほかのシステムにもシステム倫理の分水嶺とでも呼ぶべきものがある。これは個人の倫理と異なり多くの人々の連帶的な倫理であるから、いったん分水嶺から外れて悪い方向に向かい始めるとその中の個人には、ささやかな抵抗はできても全体の流れを正しい方向に向けることは至難の業になる。企業や団体が倫理的な道を踏み外して悪い方向に向かい始めるとこの流れを止めうるのは、その組織のトップかトップに影響力をもった人だけであろう。組織のトップの責任は重大である。組織がどのようなトップを持つかは、その組織の命運を決めかねないのである。「ノーブレス・オブリージ」（貴族、高い地位にある人の、道徳的、精神的義務）という言葉がある。選ばれて上にたつ者には、それなりの責任と義務があるという意味である。また、その反対に「エリートの反逆」（C.ラッシュの書名）といういい方もある。トップの倫理的堕落は、必ずしも日本だけのことではないということである。どのようなトップを持つかは、その組織にとって重大な要件である。「エリートの反逆」は、多くのシステムにはびこっている。

これは、多くの組織においてトップの決め方には問題があるのでないかと疑わせる。どの組織においても通常は内部の多くの支持が得られた人がトップにすえられる。この場合、多くの人の利害に迎合するような人が現れまた、見かけだけでもそのような姿勢をとるふりをする。組織内部に派閥ができそのメンバーが、派閥の維持と組織の主導権獲得だけに凝り固まって争う場合の悲劇的な結末は、最後は法令違反を犯し新聞種になるところまで行き着くことになる。組織が分水嶺の片面を走り出した場合の悲劇である。

学問や教育のシステムとしての堕落は、誰も悪いことをしているという感覚を持たないから、誰も気づかないうちにほとんど救いようのないところまで病気が進行してしまう。こうしたシステムが、全体として魅力と勢いを失い消え去っていくことは、よく見かける現象である。こうした事態を避けるには、日ごろからシステムの内部に健全な相互批判のメカニズムを築いておくことである。すべてのシステムは、その基本に倫理的責任を保持していないと分水嶺の片面をゆっくりとあるいは急速にすべり降りていくものである。

## 第5節 システムとしての倫理遵守

システムに所属する個人が、実際にはシステム倫理とどのようにかかわるかについては、二つの側面があり、それぞれ難しい条件下におかれている。ここでは、簡潔にその輪郭を説明しておこう。ひとつは、そのシステム自体の健全性であり、第二は「個人倫理がそのシステムの倫理にどう関わるか」という問題である。

まず、システム倫理の健全性であるが、企業であるにせよ職能団体であるにせよそのシステム自体が倫理的な規律に対し十分に機能しないようでは、その中にいる個人が、如何に高潔な倫理観を持っていても、また、仕事上の意欲をもっていても、その能力を発揮することはできない。

技術専門家が、その学識のすべてを尽くして到達した判断すら生かされなくなってしまうのである。

最高の責任をもつべきそのシステムのトップやこれを補佐すべき主要メンバーがやる気をなくしているとか、自分達の姑息な利益だけに執着しているとそこには必ず、システムとしての隠ぺい行動が発生したり、システムとしての上意下達や、システム自身についての点検が疎かになり、誰も物をいう気力を失い、いわば病めるシステムになってしまふ。こうした事態は、どのようなシステムにも起こるものであり、いったん、そういった病に陥ったシステムは、倫理遵守どころの話ではなくなり、急速に自滅の道を転落していくことになる。組織の責任者達がその組織の環境変化に適応できなくなるには、いくつかのタイプがあるが、いちばん悲劇的なのは、世代交代を拒否したり望ましい世代交代を考えなくなる場合である。トップが如何に真面目な熱意を持っていても、いわゆる過去の栄光や成功体験にこだわるようなことがあったり時代の流れに適応できなかつたり組織全体を的確に見る目をもたなくなると、程度の差こそあれ、システムは弱体化していくことになる。おそらく、経営の管理運営と監視機能を分離することが大切であると考えられ、こうしたことはシステムの倫理遵守の前提として必要不可欠であるが、必ずしも建築固有の問題だけでないので、ここでは、これ以上立ち入らない。

システムが健全であれば、その責任者達が、システムの倫理に目を光らせていたり、組織内に倫理遵守の自浄作用や修復機能のメカニズムが始動するはずである。

#### ①システム内の個人の行動

システムの倫理を守るべく、個人の倫理行動を活かす倫理遵守のための機構として、まず、第一に考えられるのは、個人の技術者や専門家の意見を圧殺したり、外部に対する内部告発という最後の手段しかとり得ないような事態に追い込むことがないような機構の構築である。個々の不完全な人間の集合体であるシステムに、しっかりととした倫理遵守のシステムを作るには、立派な経営者に期待するとか、個々の技術者の倫理に期待するより、システムとしての健全性を保障するようなルール作り、倫理遵守の実効性を保証するような機構を作る必要がある。これをもう少し具体的にいえば、一部の人やグループの体面のために、内部の個人の意見を圧殺したり、無視したりしないような習慣やルールを作るとか、組織内の派閥争いの論理を技術判断に持ち込まないなどの原則の遵守である。

おそらく、一般論としては、経営と倫理監視の機構を分離独立させることが重要であろうが、日本のシステムにおいては、監視機構というものが形骸化してしまう場合が多い。これも建築固有の問題ではないので、これ以上立ち入らない。

### 3) システムの中の個人とシステムのポリシーとの葛藤

システム内部の専門家である個人は、当然自分自身の価値観と判断力を持っているから、システム全体のポリシーと合わない主張を持つことになる場合がある。こうした状況におちいった場合、専門家は、モートン・サイオコール社のボイジョリー〔チャレンジャー号の爆発事故を予想し、その事故回避に努力した。14ページ参照〕と同じように、巧みに周囲を説得することが第一義的に必要になるが、どうしてもそれがうまくいかない場合には、そのシステムから退出するか、告発に踏み切るかしかない。この場合、システムの論理に盲従してしまうのでは、専門家であることの意味はない。専門家は、いざというときのために、その覚悟を決めておかなければならぬ。また、そうできるだけの専門家としての研鑽を積んでおかなければならぬ。そういうときは、誰も助けてはくれない。専門家は個人の倫理でこの苦境を受け止めなければならない。内井昭蔵氏がいわれる「個の確立」とは、そういうことなのである。

#### 4) 変化する「組織の中の専門家」

たしかに、社会の構造は徐々に変化しており日本の企業、その他の組織においても個人の位置付けは、必ずしも組織に取り込まれないようになってきている。専門家の主張が尊重されるようになっているのである。そのあたりの事情を建築学会誌に掲載された、鳥取環境大学学長、加藤尚武氏と、学会誌編集委員長若山滋氏（当時）による次の対談を読み考えてみよう。

加藤尚武談

## (巻頭インタビュー)

——日本での技術者倫理をとりまく状況を、どのようにご覧になつておられますかと「聞き手」  
吉川公一（本号担当編集委員長・名古屋工業大学教授）問われて、

「今までの技術者は企業に用い込まれていましたから、直接自分の技術を売ることはできませんでした。それが最近では、情報分野を中心に技術者個人として才能を発揮できるような環境が整つてきて、それが技術者倫理の要求を生んでいる背景ではないかと思います。大企業に属する技術者は、自分がつくったものを、企業のものとして売らなければならない。その代わり、会社に対する責任さえ全うすれば、社会的責任は会社が全部まかしててくれます。ところが（これから技術者は）企業から独立すると、自分がつくったものを自由に売れるけれど、社会的責任が技術者に直接的に発生する。しかしこれこそが本来の技術者の姿ではないでしょうか。」

戦後の日本では、個人主義や自由主義など、古き集団から独立した価値観が評価されるようになって、学校教育にも倫理が取り入れられました。〔聞き手同上〕

「日本に個人主義の倫理はないのです。日本の倫理は、集団主義、集団に対する個人の忠誠で、個人主義は倫理ではないと考えられている。よく『集団が個人が』、『倫理が自由か』と言われますが、西洋社会ではそれは理解していません。あくまで、個人主義の倫理とは何かが中心だと思います。」

(本論文は、建築学会 第116回学術講演大会にて発表されたもので、平成13年7月号 pp.11-12より抜粋、日本建築学会)

加藤氏がいわれるとおり、最近の企業は、急速に変化し始めている。また、加藤氏が「日本には個人の倫理はない」というのは、今までの日本には、思想や制度としての「個人の倫理」がない

いという意味であり、現実に日本では、確かに組織に忠誠を尽くすことが個人の倫理を超えてしまうケースが少なくなかった。組織に忠誠を誓うことが倫理そのものだったのである。

しかし、技術者などの専門家について考えれば、その専門家の学識と洞察力に従う限り、個人の判断がその倫理的行動の基盤になりうるのであり、われわれ専門家のみが、その科学技術精神の学習を通じて西欧並みの倫理基盤を身につけていると考えられる。組織の中の専門家はその技術的な洞察力に従う限り組織のポリシーにぶつかって、自己の中の集団主義との相克に、深刻に悩むことになる。ボイジョリーやルメジャーと同じ立場に立つ可能性があると考えなければならない。このことを私達は深く肝に銘じておかなければならぬのである。

ボイジョリーの場合もルメジャーの場合もその意見を受け入れ、支持してくれたのは、技術系の役員である。おそらく、建築の場合にも建築を幅広く学習した人は、建築の他分野の人の意見を的確に理解しうる可能性があるといえよう。この意味では、日本のホーリスティックな建築教育の枠組み自体が倫理教育の基盤となっていると主張できるかもしれないである。

日本の企業のシステムに、専門家の判断を尊重するシステムを築くことができれば、専門家は、卑屈に経営者の判断に盲従する必要がなくなる。

外部の人間による監視委員会とか、審査会といった制度が作られるが、本当は、そういったシステムが実効性を持って機能することが求められているのであり、そういったシステムのない組織やそれが形骸化している組織の中の誠実な専門家は組織から退出せざるをえないである。

### 第3節 日本の組織の不祥事隠ぺい傾向とその克服について

ここで特に指摘しておきたいのは、日本の組織は概して、その倫理的な不祥事を内部問題として扱い、これを内部の人間だけで、隠ぺいしつつ解決を図ろうとするのである。企業においても官公庁においても研究者集団、その他どのような組織においても不祥事が起これば、例外なく隠ぺいが行われる。組織内の人間が、積極的にこの隠ぺいに協力することは、あたかも、それが、組織への忠誠を誓うことになるかのごとくであり、自分がその組織の中核にいると考えているかのごとくである。戦後日本においては、どこの社会、どの組織においてもこの隠ぺい行動が行われ、ほとんどその組織の体質化しているようにみえる。そういう組織の中の誠実な専門家は、結局、その隠ぺいグループから締め出され、内部告発という最後の手段をとるしか方法がないところにまで追い詰められる。この場合、隠ぺいすることによって当面の混乱を避けるというようなことでなく、最後まで隠ぺいしきってしまおうとすることになる。上記のニューヨーク・シティ・コープ・タワーの強度不足の場合には、その技術的失態を一時的に秘密にすることによって、パニックを防止し、その間に適切な補強工事を行うという解決にたどりつくのであるが、この事件の場合は後にその秘匿措置を公表したし、その秘匿の正当性が評価されたのである。

私達は、日本のシステム一般の組織的隠ぺい体質をどのように克服したらよいのだろうか。やむをえないことながら私達の精神構造は、西欧人のように一神教的な倫理の基盤をもっていない。すでに述べたように私達の倫理遵守は、社会的監視によって、守られている。隠ぺいされた不祥事が漏洩した場合に受ける社会的批判はきわめて厳しく隠ぺいしきったときの安逸に比して、その痛手ははるかに大きい。逆に、この格差が、かえって隠ぺいの体質を強めてしまう原因となつてしまふのである。

私達のシステムの内部志向の隠ぺい体質は、是非とも克服されねばならない。それでは、どのような手段により、この日本的な反倫理構造を克服しうるのだろうか。ここでは、そのシステム的な手段として二つの方向を示唆しておきたい。監視制度の構築と継続的点検見直しの実行である。システム倫理の基本が、個人の内面的倫理観に依存することはいうまでもない。

## 1) 監視制度の構築と情報公開

1) 監視制度の構築と情報公開  
私達日本人の倫理は、どうも社会的監視によって守られるようである。企業その他のシステムの中に、その中の個人やグループの倫理行動を監視、公開する制度を構築するのがよいのではないか。監視されない個人や閉鎖的グループは、とかく倫理的に退廃しやすいことを私達は繰り返すようになれば、こうした問題も克服される可能性がある。

## 2) 繼続的点検見直しの制度化

もし、私達が倫理の遵守をイスラエルの民と同様に、宗教活動として実践するのであれば、十戒の朗読・暗誦のような儀式的手段を構築すればよいのであろうが、それは無理であり、倫理教育の主張にはできない。

育の主張にはできない。私達は、この国の文化と伝統になじむよう、倫理の遵守、それ自体をいかにして現代的システムの中に、構築するかを考えねばならないのである。この国の組織には、企業における社訓の朗読とか、サービス産業の朝礼におけるモットーの齊唱という制度がある。いうまでもなく、こうしたシステムをそのまま、現代の専門家の組織に構築しようとするのは、私達の感覚になじまない。最近の教育評価システムにおいては、自己点検とか緩まさる改革制度の構築とかが求められ、それが実践されようとしている。このような点検・審査制度の継続を構築するのであれば、私達、現代の専門家の感覚にも適合するのではないか。倫理点検の制度が、長い時間の経過の中で、多少とも形骸化するのは致し方のことである。それは緩まさる見直しによってのみ、実効性を維持し保証できるであろう。

## イスラエルの民による十戒の朗読

「付言すれば、この十戒は、イスラエルの民の祭りの集会ごとに信条として朗読され、暗誦され、彼らの記憶に常に新たなる神からの命令、また教示として受領されるべき祭儀的意義を持ち、しかかもその中心点をなしていいたと言うことは記憶すべきことである。そのようなことは他の国々ではなかったことだと言われている。」

(モーザ・津野順一著より抜粋、岩波新書評伝選)

## 第9章 法令と倫理綱領

### 第1節 建築専門家を取り巻く倫理綱領、行動規範

#### ① (社)日本建築学会 倫理綱領・行動規範

1999年5月31日総会議決 1999年6月1日実施

##### 倫理綱領

日本建築学会は

それぞれの地域における

固有の歴史と伝統と文化を尊重し

地球規模の自然環境と

培った知恵と技術を共生させ

豊かな人間生活の基盤となる

建築の社会的役割と責任を自覚し

人々に貢献することを使命とする

##### 行動規範

日本建築学会の会員は

1. 人類の福祉のために、自らの叡智と、培った学術・技術・芸術の持ち得る能力を傾注し、勇気と熱意をもって建築と都市環境の創造を目指す。
2. 深い知識と高い判断力をもって、社会生活の安全と人々の生活価値を高めるための努力を惜しまない。
3. 持続可能な発展を目指し、資源の有限性を認識するとともに、自然や地球環境のために廃棄物や汚染の発生を最小限にする。
4. 建築が近隣や社会に及ぼす影響を自ら評価し、良質な社会資本の充実と公共の利益のために努力する。
5. 社会に対して不当な損害を招き得るいかなる可能性をも公にし、排除するよう努力する。
6. 基本的人権を尊重し、他者の知的成果、著作権を侵さない。
7. 自らの専門分野において情報を発信するとともに、会員相互はもとより他の職能集団を尊重し協力を惜しまない。

## ② (社)日本建築家協会 JIA 倫理規定・行動規範

昭和63年5月26日 総会において承認

### <制定にあたって>

日本建築家協会 (JIA) の会員は、わが国の優れた先達建築家たちの理念と情熱を想起しつつ、今日の変貌する社会における新しい建築家像をつくりだしていかなければならない。

今大きな変革期にある人類社会は、国際的な相互交流によって、多様な文明と文化を認めあい、かつ新しい展望を開いていくことが求められている。特に都市・建築のあり方を探求していくにあたっては、固有の文化遺産を尊重し、自然と技術との調和ある関係を模索しながら、人間の生活環境を向上させていくことが要請されている。

そのためには、JIA の会員は、他の分野の専門家たちとも協力しつつ、建築家として現代社会における建築文化の創造の使命を担わなければならない。すなわち、依頼者への誠実な対応と高い技術の提供にとどまらず、社会の公益にも資する新しい空間価値を創り出す使命をもっている。また、複雑に利害の交錯する建築生産の場において、職能人としての確かな倫理観に基づいて行動しなければならない。

JIA に結集した会員は、将来の職能法制定に向けた国民的合意を成立させるために、以下の倫理規定及び行動規範を定め、それを自主的かつ自治的に遵守していくものとする。本規定及び規範は、JIA 会員が社会や依頼者に向かって約束し、同時に自らを律していく基本的な精神を示すものである。すなわち、倫理規定は指針と目標を示すものであり、行動規範は行動の判断基準と制限を示すものである。その違反は会による懲戒理由となるものである。

### I 社会公共に対して

倫-1 会員は、自らの業務を通じて、地域社会及び国土の健全な環境づくりに貢献する。

倫-2 会員は、建築に関連する文化と産業の健全な発展に貢献する。

倫-3 会員は、業務の遂行にあたって、道義を尊重するとともに、法律を遵守する。

行-1 会員は、業務に関して、依頼者の要請があつても法令違反等に当たる行為は行わない。

行-2 会員は、業務獲得の目的をもって、不当な行為、あるいは誇大な宣伝を行わない。

倫-4 会員は、建築家の役割と責任について、社会公共の正しい理解と評価を得るために努力する。

行-1 会員は、建築家の社会的機能である中立性、第三者性について社会公共の正しい理解と評価を得るために行動する。

行-2 会員は、建築家の適正な選び方について、社会公共の理解と評価を得るために行動する。

行-3 会員は、建築家の業務内容と責任及び設計監理報酬について、社会公共の正しい理解と評価を得るために行動する。

倫-5 会員は、社会公共からの期待にふさわしい品性、知識、能力、倫理観を備えるとともに、常に自己の研鑽に努める。

### II 依頼者と利用者に対して

倫-1 会員は、依頼者の要請に応えるとともに、社会及び利用者に対する公益性を考慮して、公

正な立場で業務を遂行する。

行-1 会員は、依頼者の要請が公共あるいは利用者の利益に反しないよう、公正な立場で行動する。

倫-2 会員は、依頼者の要請に応え、誠実に業務を遂行することによって依頼者の正当な利益を守る。

行-1 会員は、依頼者に提供できる業務内容と責任を明示した契約をむすび、常に契約を正しく履行する。

行-2 会員は、自己の専門とする業務以外の業務の実施にあたって、あらかじめ依頼者の了承を得たうえで、自己の責任において他の専門家の協力を求める。

行-3 会員は、委託された業務に瑕疵が生じたときは、誠意をもって対応する。

倫-3 会員は自己の独立の立場を保って業務を遂行する。

行-1 会員は、自己の独立の立場に疑問をもたれる利害関係があるとみなされる組織を営まず、またその組織に属さない。

倫-4 会員は、業務上知り得た依頼者の秘密を漏らさない。

倫-5 会員は、建築家の責任と権利について、依頼者の正しい理解と評価を得るために努力する。

行-1 会員は、建築家の業務に関する裁量権や著作権について、依頼者の正しい理解と評価を得るために行動する。

行-2 会員は、建築家の業務とそれを果すにふさわしい適正な報酬について、依頼者の正しい理解と評価を得るために行動する。

### III 業務上関連する専門家等に対して

倫-1 会員は、他の建築家と協同して業務を行うときは、お互いの業務の分担と責任を明確に合意した上で、相互に信頼をもって業務を遂行する。

倫-2 会員は、業務の遂行にあたって、他の専門技術者ならびに他の分野の専門家の協力を求めたときは、お互いの業務の分担と責任を明確に合意した上で、相互に信頼をもって業務を遂行する。

倫-3 会員は、業務の遂行にあたって、工事施工者等の専門家の意見を尊重し、その正当な立場を侵さない。

倫-4 会員は、工事施工者等と関連する業務については、お互いの役割と責任を明確に合意した上で、相互に信頼をもって業務を遂行する。

行-1 会員は、業務に関連する工事施工者等から贈与または無償の援助を受けない。

### IV 他の建築家及び自己の業務組織に対して

倫-1 会員は、他の建築家の名誉を傷つけ、あるいは著作権を侵す行為は行わない。

行-1 会員は、他の建築家を誹謗し、あるいは不当な手段により業務の取得はしない。

行-2 会員は、他の会員の正当な利益を侵すような行為はしない。

倫-2 会員は、業務組織の中で、主宰者・協同者及び所員が互いに全人格的信頼を保つよう努力する。

行-1 主宰者会員は、業務組織の中の協同者及び所員に対し、適切な役割と環境を提供し、正当な報酬を支払うとともに、職能人としての資質の向上を図る。

行-2 組織を構成する会員は、相互に職能人としての研鑽を積み、誠意をもって業務を遂行する。

倫-3 会員は、誠実と公正をもって業務が遂行するために、本規定を業務組織の全員が遵守するよう徹底する。

### ③ (社)日本建築構造技術者協会 JSKA 建築構造設計規範

#### はじめに

建築構造設計規範は、構造設計者が建築の構造設計に取り組む基本的な姿勢やあり方を規定するものである。構造設計者は本規範をよく理解して、みずからを律し社会の信頼を得、地球環境に配慮してよい建築を創るよう努めるべきである。

もとより、建築は時代の精神性と技術を総合した社会性の高い所産であり、その設計は建築家と構造設計者、設備設計者の協同により行われる創造的な行為である。

なかでも構造は、建築に要求される空間の質と性能を支配するもっとも本質的な役割を担うものであり、その設計は適切な素材・材料を組み合わせて、想定される荷重・外力に対して安全で合理的な骨組を造ることが基本となる。

構造設計者は、法の精神を遵守することはもちろん、時代の技術の研鑽に努め、さらにそれを発展させて設計に反映させ、建築物の質の向上に努めることが望まれる。

#### 1. 建築と構造

建築は、人間が活動を営むためのシェルターであり、自然界のさまざまな営みの中で、長期にわたり健全に存在しつづけることを目標として造られる。建築は建築主の財産であると同時に、社会資本としての役割をもつものである。また、建築は時代の思想や地域の特性と深く関わりながら、個別に設計され建設されるという特殊性をもつ。建築は構造によってその空間が造られ、その空間が本来の機能を發揮してはじめて建築としての存在価値が認められるものであるから、建築において構造は極めて本質的な役割を果たしている。

構造設計は、建築の設計行為のうち、空間の要求を満たす骨組を構造設計者が建築家や設備設計者と協同して創造する行為である。構造設計の目指すところは、建物ごとに要求される性能を備えた建築の骨組を実現するものであるが、それは客觀性、普遍性をもったものでなければならない。建築の構造設計では、建築としての空間の機能性や造型性はもとより、広義の安全性をはじめ耐久性、耐火性のほか、施工性、経済性などを考慮し、これらの調和を図り最適の解を創り出すことが求められる。

#### 2. 構造の性能

構造設計で要求されるもっとも基本的な性能としては、安全性・修復性・使用性があげられる。この三つの基本的な性能は、構造体の耐力・剛性や減衰性に支配され、相互に関連する部分もあるが、独立した性能として考える。

安全性は、建築物の内外の人命に及ぼす危険の回避をしようとするものである。

修復性は、建築物が受ける損傷からの修復をしやすくしようとするものである。

使用性は、建築物の機能および居住性を確保しようとするものである。

これらの基本的な構造性能を維持・確保するために必要な性能として、耐久性と耐火性があげられる。耐久性は、建物の供用期間中に要求される性能を維持・確保するために主として材料の劣化を抑えようとするものである。耐火性は、主に火災による温度上昇に対して構造体の安全性を確保しようとするものである。

### 3. 構造設計

建築に要求される構造の性能は、一般的には2. あげたものが考えられるが、個々の建築の設計においては、その計画の意図に応じて目標とする性能は千差万別である。

構造設計に当たっては、構造設計者は建築主の要求を十分把握し、目標とする性能を建築主と設定する。構造設計者は、もっともふさわしい構造種別、構造形式や使用材料などを勘案して目標とする性能の骨組を設計する。

構造設計は、基本設計・実施設計と手順を追って具体的な骨組みの断面と各部詳細などを設計図書としてまとめる。その際、施工性や経済性も十分考慮する。設計図書は、施工者へ設計意図を正しく伝達するとともに、建築主には性能を明らかにされていることが必要である。

構造設計者は、施工の段階で設計意図が実現されていることを確認する必要がある。また、供用期間中の維持管理の方法についても建築主に明らかにすべきである。

### 4. 構造設計者と社会

建築物は、建築主の財産であると同時に、社会资本としての役割も担っている。社会が求める良質な建築物を生み出すことが構造設計者の重要な任務である。そのため、構造設計者は人間として社会の信頼を得るよう努めることが要求される。

構造設計は、時代の精神性と技術を統合する創造的な行為であり、構造設計者は科学技術の進歩や社会の変革に対応して常に新しい知識の習得と技術の研鑽に励み、構造設計の基本的な理念として本規範を十分理解し、職能を全うすることが望まれる。また構造設計者には職能に基づく専門家としての責任が存在し、基本的に責任は個人に帰することを十分認識する必要がある。

構造設計者は、建築物を設計することにより、建築主の社会的・経済的活動を実現しているが、同時に社会と深く結びついでいることも十分自覚して、単に建築物の設計を行うのみならず、災害時の技術支援など、広範に社会に貢献するよう努めるべきである。

### JSCA 倫理規定

新世紀を迎える、グローバル化が進み、建築設計界も新しい対応をせまられることになった。

近代史の中で、明治以降の工業化の大きな流れは、建築界に大きな影響を与え、社会の発展に寄与した。先達諸氏の知的財産とともに、構造設計者は未来に向けて、おのれのありかたを明らかにする倫理要綱を掲げ、日々の建築技術獲得の弛まぬ努力が必要である。

われわれは、新しい倫理観をもたねばならない。

現代社会における職能倫理はどのような集団に属しているが、その究極は個人の倫理に尽きるといえる。

われわれは、個々の主張をもってJSCAに結束し、真の意味の性能設計の実現に向けて活動し、その設計の質の向上を図る。新しい設計手法を用い、新しい技術の獲得にも挑みながら、顧客との積極的なコミュニケーションに努め、良好な設計を推し進める。

よって、われわれは、良質な建築の提供を図り、社会资本を充実し、人々の安全と生活の守り手として、現代文明の発展に貢献するものである。

## I. 基本原則

会員は業務に誠実に行なうことによって、健全な建築を創造し、公共の福祉に貢献する。

会員は地球環境の維持について認識を深め、資源の節約と環境汚染の防止に努める。

会員は道義を尊重するとともに、業務を行なう国の法令などを遵守する。

## II. 行動規範

### (業務と責任)

1. 会員は業務の内容および範囲を確定し、責任の所在を明確にする。業務とは、建築構造設計、監理、コンサルタント、マネージメント、その他会員自身が責任をもって行なう行為である。

### (業務の委託)

2. 会員は業務の受託に際し、公正な競争に基づくものとし、不正な手段を用いない。

### (資格と経歴の情報公開)

3. 会員は職能上の資格を明確にし、業務上の経歴など依頼者から要求された情報は開示する。

### (契約の明文化)

4. 会員の業務は文書による契約に基づき、契約書には、業務内容および報酬額、支払い条件が明示されるものとする。

### (適正な報酬)

5. 会員は業務の内容と範囲および作業量に応じた適正な報酬を提示し、依頼者の同意を得る。

### (要求性能)

6. 会員は依頼者の要求性能に対して実現可能な設計を提示し、平易な言葉で説明を行ない、同意を得る。

### (判断基準)

7. 会員は業務を行なうのに用いる判断基準を明示する。

### (守秘義務)

8. 会員は業務の遂行を通じて知り得た内容を他者に漏洩しない。

### (瑕疵への対応)

9. 会員は業務に瑕疵が生じたときには、誠意をもって対応する。

### (協調)

10. 会員はその業務において協働する他者の立場を尊重し、協調する。

### (著作権)

11. 会員は他者が行なった設計の著作権を侵さない。

### (技術能力の維持・向上)

12. 会員は協力して技量向上のため研鑽に努めるとともに、スタッフを適切に指導し、監督する。

### (倫理規定の遵守)

13. 会員はこの倫理規定、規範などを遵守する。当会は倫理規定に背いた者を除名することができる。

#### ④日本建設業団体連合会等企業行動規範

平成5年12月27日

(社)日本建設業団体連合会

(社)日本土木工業協会

(社)建築業協会

(社)日本電力建設業協会

(社)日本鉄道建設業協会

(社)海外建設協会

(社)日本埋立浚渫協会

(社)土地改良建設協会

(社)日本海洋開発建設協会

(財)日本ダム協会

建設業は生産・産業基盤の整備を通じ、国民生活の向上とわが国経済の発展に寄与するという重要な社会的使命を担っている。

建設業界は、このことを強く認識しつつ、経済社会の一員としての自覚を新たにした上で、これまでの企業行動及び商慣行を総点検し、その適正化に努めることが必要である。

ここに、建設業に対する社会の信頼回復と建設業の健全な発展に資するため、日建連及び加盟団体は共同して「日建連等企業行動規範」を定める。

##### 第一 社会的使命の達成

###### 1. 社会の要請に応えた建設活動の推進

企業経営の合理化及び技術開発の促進等を通じ、生産性の向上を図り、良質な建設生産物を適正価格で供給することに努める。

###### 2. 人を大切にする産業の実現

人を大切にする産業を目指し、安全対策の強化・充実をはじめ、雇用・労働条件の改善、人材の確保・育成に努める。

###### 3. よりよい環境の創造と保全

よりよい環境を創造するとともに、環境保全に配慮し、特に建設副産物についてはリサイクルや適正処理に万全を期する。

###### 4. 社会との調和の促進

地域社会との良好な関係の構築、積極的な社会貢献の推進、開かれた広報活動の実施等により、社会との調和を促進する。

###### 5. 公正な競争の推進

国際的な視点を踏まえた公正で自由な競争を行うとともに、売上高至上主義がもたらす過当競争を回避し、産業を疲弊させるダンピング受注を排する。

###### 6. 健全な建設市場の確立

適正で節度ある市場活動を推進することにより、国民経済の発展に貢献する健全な建設市場を

確立する。

また、専門工事業者、資財業者等との公正な契約の締結及び役割の明確化を図り、合理的な生産システムを確立する。

## 第二 法令の遵守の徹底等

### 1. 法令の遵守の徹底等

すべての法令について、その遵守の徹底を図るほか、企業行動が社会的常識と乖離しないよう努める。

### 2. 公正な入札の実現

建設工事、特に公共事業に関しては、刑法、独占禁止法等に違反する行為はもとより、入札の公正、公平を阻害する行為を伴わない。

### 3. 政治との透明な関係の確立

政治との関わりについては、政治資金規正法、公職選挙法等関係法令の趣旨を踏まえ、透明で公正な関係の確立に努める。

### 4. 反社会的行為の根絶

暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わない。

### 5. 企業会計の透明化

違法な支出を行わない等不正経理を排除し、また、使途不明金の解消に努め、企業会計の透明化、健全化を図る。

## 第三 具体化のための措置

### 1. 団体における措置

各団体は、公益的事業の一層の充実を図るとともに、本行動規範の具体的推進のため必要と思われる措置要綱を定める等、会員企業に周知・徹底することにより、本行動規範の実効性をあげよう努める。

### 2. 会員企業における実践

会員企業は、本企業行動規範の趣旨実現に向けて、それぞれ企業行動規範を定め、経営トップは率先してその実践に努める。

また、各種マニュアルを作成し、社内教育を徹底するとともに、監査機能の強化、規則の見直しを図るなど、社内体制の整備に努める。

## 第2節 建築にかかわるさまざまな法務相談、裁判事例

建築の専門家は、単に建築基準法を知っているだけでは、その業務に絡んで発生する多様なトラブル、規制との衝突などに十分には対応できない。ここではその多様な事例、諸法律の概要を紹介する。ここで紹介するだけでは決して十分でないので、実際に必要が生じたときには、これ以上のしっかりした学習が必要である。

## 法務・裁判問題の事例

ここでは、日経アーキテクチャー誌、法務解説、法務相談室欄に連載された、建築、不動産関連法務問題の記事を紹介する。建築専門家を取り巻く厳しい法律問題の状況を考察するための参考にしていただきたい。各事項の記事名のみの紹介であるが、内容が分りやすい記事名になっているので、想像力を駆使して問題の広がりの大きさを理解していただきたい。

### 「建築に関する法務相談、裁判等事例」

- 本来、個々の記事の内容まで紹介すべきであるが、教材としての紙数の限界もあり、その著者名、記事名、発表誌年月日のみを列記させていただきます。
- ①福田晴政 「のろい殺す」は強要罪になるか、思い込みも多い近隣紛争の相談例 (2002-4-29)
  - ②野口和俊 地下室マンションの確認取り消し、「地盤面の設定に妥当性を欠く」と (2002-4-15)
  - ③大森文彦 設計変更をめぐるトラブルの予防策 発注・設計・施工者間のルールは (2002-3-18)
  - ④松浦基之 上下階の床騒音問題だけではないマンションをめぐる音のトラブル (2002-3-4)
  - ⑤杉山真一 風呂法、建基法を超える条例は有効か パチコ店規制で最高裁は判断避ける (2002-8-19)
  - ⑥野口和俊 宅地開発の「許可逃れ」は建築確認で取り締まるか (2002-7-8)
  - ⑦渋谷和久 「目隠し設置義務を教えてなかった」詐欺を理由に契約取り消しを争 (2002-7-22)
  - ⑧大森文彦 打ち合わせに応じなから 建築主から契約を解除されるか (2001-1-22)
  - ⑨日置雅晴 眺望阻害認めた地裁判決が高裁で逆転 公法規制さえクリアすればよいのか (2001-7-23)
  - ⑩杉山真一 建築反対運動への差し止め請求 裁判所は「違法性ない」と却下 (2000-12-25)
  - ⑪野口和俊 用途特例許可の取り消しを求める近隣住民は「原告適格」か否か (2002-8-6)
  - ⑫野口和俊 境界線から50cm離せと隣家が要求 設計者は設計変更の責任を負うか (2001-5-14)
  - ⑬福田晴政 設計案が気に入らず契約解除 設計料はいくらまで支払うべきか (2001-5-28)
  - ⑭松浦基之 広い道路に面するように合築 一体の建物と認めた建築確認は違法 (2001-4-2)
  - ⑮杉山真一 建売住宅の欠陥で監理責任を追及 「詐欺的」でなければ責任なしと判断 (2001-6-11)
  - (以下は「Topics トラブル」としての記事、その他である)
  - ⑯コスト管理なき設計で工費1.5倍に 設計・施工の同時並行が裏目に出た宮古市のCM方式 (2002-9-16)
  - ⑰設計者が補修費の7割を負担 (2002-8-5)
  - ⑱施工者が設計者の積算ミスを追及 公立小学校工事の積算の「甘さ」が高裁判決で浮き彫りに (2001-3-5)
  - ⑲「工事中」の解釈で違法建築にも 建築行政の「常識」と異なる高裁判決の意味 (2001-2-5)
  - ⑳「住宅だから」は理由にならない ずさんな基礎は瑕疵、高裁で逆転 (2000-12-11)
  - ㉑私権制限軽じて紛争予防となす 景観保全行政の新機軸を生かす逆転の発想とは (2000-6-26)

# The Japan Times

Established 1897

Incorporating The Japan Advertiser 1890-1940  
 The Japan Chronicle 1868-1940  
 The Japan Mail 1870-1918  
 The Japan Times 1875-1870

Owned and published daily by  
 The Japan Times, Ltd.

TOSHIAKI OGASAWARA, Chairman and Publisher  
 RYUJI WATANABE, General Director  
 SAKUYUKI OKUBO, Executive Director  
 YUTAKA MATAEBARA, Director & Editor-in-Chief  
 HIDENORI SATO, Executive Manager  
 KEISUKE OKADA, Executive Editor  
 SHINJI ITO, Managing Editor

## EDITORIAL

### The depths of fabrication

**N**ot a few residents in Tokyo and surrounding areas have reacted with fear and anger after being told that they live in condominiums constructed according to designs that included falsified earthquake-resistance data. Since Japan is a quake-prone country, this crisis should worry the whole nation.

On Nov. 17, the Land, Infrastructure and Transport Ministry announced that Aneha Design Office in Ichikawa, Chiba Prefecture, fabricated such data for 20 condominiums and a hotel in Tokyo, Chiba and Kanagawa. The announcement was made following notification from a state-designated building design certification agency that it had failed to detect the data fabricated by Mr. Hidetsugu Aneha of the design office.

A 1981 stipulation under the Building Standards Law says that buildings, be they ferroconcrete or wooden, must not be damaged by a jolt of 5-plus intensity on the Japanese scale of 7 and must not collapse in a quake of at least 6-plus intensity.

Fourteen of the 20 condominiums were found to have 26 percent to 78 percent of their required strength. Thirteen were considered susceptible to collapse in a 5-plus-intensity quake.

On Nov. 28, the ministry announced that Mr. Aneha had calculated quake-resistance design data for 201 buildings, and that data was found to have been falsified for 36 of them — 21 condominiums and 15 hotels (including buildings counted in the Nov. 17 announcement.) Three design certification agencies failed to notice the data fabrication. In addition, five local governments were unable to detect the fabrication. The building-safety scandal is widening, with the number of structures determined to have been built with falsified quake-resistance data having climbed to 47 as of Dec. 2.

What is most worrisome is the possibility that the current scandal is just the tip of the iceberg. As part of the move to relegate as much government work as possible to the private sector, a revision to the law enabled government-designated private agencies to certify building designs beginning in 1998. At present, there are 122 such agencies. In fiscal 2004, private agencies checked some 420,000 building designs while local governments checked about 330,000.

Mr. Aneha told ministry officials that construction companies had told him they would switch to another design office if he did not reduce the number of concrete reinforcing bars in

designs. During a Nov. 29 Diet hearing, however, officials from construction companies denied that their companies had exerted any pressure on Mr. Aneha.

The Diet hearing revealed rather strange behavior on the part of a ministry official. The president of a certification firm whose notification led to the ministry's Nov. 17 announcement told the Diet that although he sent an e-mail informing the ministry that data falsification had been detected, the ministry official responded only that the firm should settle the matter as that the ministry would not involve itself.

The president also disclosed that a structure design expert had tipped him off that another certification firm became aware of data falsification by Mr. Aneha about a year before the scandal surfaced. On the basis of this tipoff, the president said, his firm had checked the design data and confirmed the falsification. The firm mentioned in the tipoff admitted later that it had received a report that Mr. Aneha's work was shoddy.

Former National Land Agency chief Kosuke Ito was found to have visited the ministry, together with the presidents of two condominium developers involved in the scandal, but allegedly sat silently beside them throughout their explanations to a ministry official before the Nov. 17 announcement.

Suspicions about this unfolding scandal deepen even more because the players involved — Mr. Aneha, the design certification agencies, construction firms and condominium developers, and perhaps even the ministry — appear repugnantly reluctant to take responsibility, unable to understand their situation or void of professional ethics.

Police should carry out a vigorous criminal investigation to do their best to uncover the whole picture, including whether other parties did indeed exert undue pressure on Mr. Aneha.

Some residents affected by the scandal have already been ordered to evacuate their condominiums. The number of such victims will increase. They must deal with finding new residences, paying for the move, paying back their housing loans, and demolishing and replacing their buildings.

The government should extend the greatest possible help to them, including offering free public housing. It may even need to consider doing more than it is allowed to do under present law. It also should find out why design certification agencies failed to detect the data fabrication.

## EDITORIALS FROM AROUND THE WORLD

### Corriere della Sera, Milan

It is not surprising that the Arab regimes do not condemn terrorism "without ifs and buts," even if they themselves are the main target of Islamic terrorism. The truth is that they defend a culture of con-

sexual married couples.

While the first such ceremony — due to take place at Belfast City Hall Dec. 19 — will undoubtedly attract the glare of publicity, in time, such ceremonies will become routine.

The National Committee to

The international donors conference held in Islamabad on Nov. 19 was heralded by the government as a resounding success. Prime Minister Shaukat Aziz was widely quoted as saying that pledges of \$5.9 billion had exceeded

many donors will actually follow up on their pledges.

### The Jerusalem Post

It's as if someone was out to sabotage a role for the European Union in resolving the Israel conflict. Many